

令和7年10月15日

上尾市長 畠山 稔殿

上尾市いじめ問題再調査委員会による調査結果に関する所見

父

母

はじめに

今回の再調査にあたり、真実を明らかにしようとして尽力いただきました請願者様、上尾市長、上尾市議会、再調査委員会、原調査委員会、上尾市総務課の皆様に御礼申し上げます。

所見を述べさせていただく機会をいただきましたので以下記載いたします。

1. 再調査への要望に対する評価

今回の調査にあたり以下4点の要望を提出した。それらに対する評価を記載する。

- ① 上尾市立中学校の調査報告書はどこの確認も受けていない偽造文書である
- ② 加害側への聞き取り調査が十分に尽くされなかった
- ③ 加害側の発達上の問題の記載があいまい
- ④ 加害側が登校再開に至った経緯を明らかにしてほしい

- ① 上尾市立中学校の調査報告書はどこの確認も受けていない偽造文書である

P22~P24 第8,1項(2)~(4) 中学校において、本件についていじめ問題対策支援チームが実質的な活動を行ったことはなかったため、全期間を通じて当該機関に報告されたことはないとされている。このことは法23条第1項の規定に違反し得るとある。

また、P30 第8,6項(5)記載の通り調査組織自体立ち上げていないことが明確に示された。一方、校長が主体的に作成した中学校の調査報告書には、実際には存在しない学校調査委員会の調査委員の名前が記されている。

校長含め数名の職員が組織すらされていないいじめ調査報告書を捏造したことが明確となった。

- ② 加害側への聞き取り調査が十分に尽くされなかった

P10 第4,2項(4)で加害生徒Bの調査では当初本人が認めていた内容が、後の書面調査では一部否定をするなど、保護者や弁護士などが協力して記載されたと認めている。

上記の影響もありP44 第10,3項(3)記載の通り、Bの聴取に変遷がみられることから有意な情報が得られる見込みがないとある。本件は再調査委員会の判断を

尊重する。

③ 加害側の発達上の問題の記載があいまい

P16 第 4, 3 項 (6) 生徒 B の精神疾患及び精神症状に関する考察にあるように再調査委員会として生徒 B 及び生徒 B の保護者が希望しない限りは診断、治療ができないということから調査に関する限界であり再調査委員会の判断を尊重する。

④ 加害側が登校再開に至った経緯を明らかにしてほしい

P13 第 4, 3 項 (2) 加害側から内容証明郵便にて登校再開の連絡を令和 4 年 10 月 4 日付で受けた。それ以前において学校側と登校再開に向けて B 保護者代理人が学校側とやり取りしていた。B 保護者の自己中心的な判断での登校再開と理解した。

2. 加害側について

上記②③④から明らかなように加害者の親は、被害者の登校再開よりも B の登校再開を優先するなど極めて自己中心的な考え方を有している。加えて原調査委員会からの書面調査において B 本人が回答すべきところを保護者や弁護士などが協力したことが今回の調査で認められている。この回答書面では当初認めていた事実の大半を認めない内容の文書を B 本人に自筆させていた。間違っていることを正すべき立場の親が、B が行った事実を矮小化させようという記載をさせたことは極めて重大な問題である。

上記のように自己中心のかつ犯罪すら覆い隠そうとするような親の誤った考え方においては適切な環境調整は不可能である。

3. ■中学校について

■中学校 ■教頭より B の登校再開にあたり、「A さんはいつ学校に来られるかわかりませんよね。B には憲法 26 条の教育を受ける権利があるので登校を促します。」と明確に述べた。娘は精神状態が極めて良くない状況の中、被害者の家族にとっては暴言とも受け取れる発言を受けた。

また、P18 以降第 6 において ■中学校の対応が記されている。令和 4 年 7 月 19 日にいじめ重大事態となっていることを市教育委員会へ報告していたが、当方へは何ら連絡がなく同年 10 月 17 日にその事実が伝えられた。この時に初めて校長が作成したいじめ調査報告書が提示された。本調査報告書で P30 第 8, 6 項 (5) 記載の通り、調査実体のない虚偽の内容が記載された報告書が捏造された。

(虚偽公文書作成等)

刑法百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書等若しくは電磁的記録文書等を変造したときは、印章等又は電磁記録印章等の有無により区別して前二条の例による

4. 上尾市教育委員会について

P39 第 9 以降に記載されているが、いじめ重大事態に対して市教育委員会として中

学校側に連絡をするよう助言をしていた形跡はあるものの、市教育委員会と中学校との連絡がうまく取れておらず状況を放置したことが記載されている。また、同2項では上尾市教育委員会が上尾市長宛（令和4年7月29日付）及び埼玉県教育局南部教育事務所長宛（令和4年8月31日付）で報告した文書では、いじめの場所が実際には下校途中の通学路であるにもかかわらず、教室前廊下及び校舎内廊下と記載されており、明らかに誤った内容が市長、県教育局に報告されている。本来決して間違えてはならない内容を上尾市教育委員会は事実確認も十分にせずに杜撰な対応をしていたことが明らかにされた。原調査委員会においても学校側の数多くの不適切な点が指摘されたが、それに対して上尾市教育長からの謝罪は一切ない。

5. まとめ

■中学校はいじめ対策組織を立ち上げず、組織的な対応も行われていなかった。
P24 第8,1項(4)の通りいじめ対策推進法第二十三条第1項に違反している。

P37 第8,9項(5)には、「生徒Aに対する法律（同法第二十三条）で定められている対応を行わないまま放置したといえる対応である。」と記載されている。明確に法令に違反した対応である。

P37 第8,10項(1)において重大事態の調査ガイドライン及び■中学校の基本方針にも違反していることが示されている。

児童を正しく指導する立場の教員が実際には行っていないいじめ問題調査委員会を立ち上げたように虚偽の記載を行い、加害者の教育を優先し、被害者の教育を受ける権利を毀損するような人間は人の教育を行う資質に欠ける。

(いじめに対する措置)

いじめ対策推進法第二十三条第3項 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

いじめ対策推進法第二十三条第4項 学校は前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

いじめ対策推進法第二十三条第5項 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導もしくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

法、ガイドライン、基本方針に対する数々の違反については原調査委員会においても、再調査委員会においても指摘されている。原調査委員会の調査報告書に伴う当方の所見において、上尾市教育委員会並びに当該職員(■校長、■教頭、■教頭、

■■■担任)の処分を求めたが未だに処分は下されていない。

今回再調査委員会においても明確な法令違反、不適切な対応が数多く指摘されている。調査実体のない虚偽の内容の報告書を捏造した当該職員(■■■校長、■■■教頭、■■■教頭、■■■担任)並びに統括する立場のある上尾市教育長の処分を改めて強く求める。

埼玉県懲戒処分の基準

第2 標準例

1. 一般服務関係

(6) 虚偽報告

事実を捏造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

(13) 公文書の不適正な取り扱い

ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、または公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

イ 公文書を改ざんし、紛失し、または誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(17) 不適正な事務処理

事務処理に適正さを欠き、公務の運営に重大な支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

以上